

袴田事件における証拠ねつ造

小川秀世

弁護士・袴田事件弁護団事務局長

1. はじめに

昭和 41 年、静岡県清水市（現静岡市清水区）で 4 人が殺され、袴田巖氏が強盗殺人・放火の容疑で逮捕された。この袴田事件の裁判で、袴田氏は第一審の静岡地裁で有罪（死刑）となり、東京高裁は控訴を棄却、最高裁も上告を棄却し、死刑が確定した。袴田氏の第 1 次再審請求は静岡地裁で棄却、東京高裁、最高裁も再審請求を棄却した。

この事件で袴田氏に死刑判決がなされたのは、中心証拠とされてきた 5 点の衣類を含む重要な証拠が、警察によってねつ造された結果だった。

平成 26 年 3 月 27 日、静岡地裁は警察による証拠のねつ造の可能性を認めて再審を開始した上、袴田氏に対するこれまでの長期間の身体拘束は「耐え難いほど正義に反する」とし、前例のない拘置の執行停止をして袴田氏を釈放した。ところが、平成 30 年 6 月 11 日、即時抗告審である東京高裁（大島隆明、菊池則明、林欣寛各裁判官）は、証拠ねつ造などまったく考えられないとして静岡地裁の決定を取消し、再審請求を棄却した。しかし、東京高裁決定の論理は、およそ裁判所の判断とは思えない、首をかしげるような論理が展開されている、きわめてずさんなものであった。

このように、静岡地裁の確信をもってした再審開始の判断を、東京高裁がいい加減な判断によってひっくり返してしまった原因は、東京高裁の裁判官らには証拠ねつ造に対する強い偏見があったからと考えられる。偏見

が、論理的な思考や論述を妨げたということである。

このように、本件においては、「警察による証拠のねつ造などありえない」とする偏見が、裁判所の審理、判断に対して大きく影響を与えてきたと考えられる。そこで、本稿では、警察による証拠のねつ造の問題に焦点をあてて、本件におけるねつ造の実態を明らかにしつつ、これを切り口として袴田事件を論じることとする。

2. 東京高裁の認定について

(1) 袴田事件は、昭和41年6月30日発生した強盗殺人放火事件である。この事件の犯行着衣とされた5点の衣類は、事件発生から1年2ヶ月後である昭和42年8月31日、事件現場である被害者ら宅から東海道線を渡った味噌会社の工場内の味噌醸造タンク内から発見された。味噌工場は、被害者専務が経営していたもので、会社の寮が2階にあり、袴田氏を含め4人の工場従業員が住んでいた。

5点の衣類が発見される前は、パジャマで4人をクリ小刀で殺害したとする袴田氏の虚偽自白を中心証拠とされてきた。ところが、5点の衣類発見後は、それが高度の蓋然性をもって犯行着衣であり、袴田氏のものであると認定できるから、有罪認定には、この証拠以外自白など他の証拠は必要ないし、侵入脱出口がどこかなど他の事実や証拠がどうであれ、有罪認定は揺るがないとされてきた。

(2) これは、再審請求後、第1次再審が終わるまでの裁判所の認定も同様であった。

裁判所がはじめて証拠ねつ造の可能性を認めたのは静岡地裁の再審開始決定であった。この決定では、DNA鑑定である本田克也教授の鑑定と味噌漬け実験に関する報告書を新証拠として、警察による証拠ねつ造の可能性を認定した。

ところが、即時抗告審である東京高裁では、本田鑑定が完全に否定され、味噌漬け実験報告書の内容についても、その資料となった当時のカラー写真はカラーの再現性がきわめて悪いという理由で、証拠価値を否定された。

しかし、本田鑑定は積極的にねつ造を推認させる内容ではあったが、それが否定されたからといって、5点の衣類が犯行着衣であることになるはずがなかった。後述するように、もともと5点の衣類は、ねつ造の可能性を否定して犯行着衣であるとする根拠などなかったからである。そうであれば、5点の衣類について、本田鑑定以外にもねつ造の可能性を示唆する多くの事実や証拠があったのであるから、裁判所はねつ造の可能性を認め、犯行着衣であることを否定しなければならなかつたはずである。

にもかかわらず、東京高裁は、DNA鑑定以外の事実や証拠については、とくに簡単に、しかも裁判所の書いたものとも思えないような非常識な論理で切り捨ててしまった。それは、ねつ造など考える余地もないとして、すべての事実や証拠をおかしな論理で切り捨てた第1次再審の東京高裁決定（安廣文夫、小西秀宣、竹花俊徳各裁判官）と非常に似ているところがあった。

つまり、5点の衣類がねつ造証拠であるにもかかわらず、「ねつ造などありえない」とする偏見で切り捨てようとしたため、こうした乱暴な判断をさせたものと考えられた。そこで、以下この点について論じることとする。

3. ねつ造証拠である根拠

(1) もともと犯行着衣とは認定できないこと

ア) 5点の衣類が犯行着衣かねつ造証拠かを検討するときに決定的に重要なことは、もともと確定判決が5点の衣類が犯行着衣であると認定したこととは誤りであったということである。換言すれば、ねつ造証拠である可能性が否定できないという意味で、犯行着衣であるとの認定には合理的な疑いがあったということである。

ところが東京高裁は、そのことがまったく理解できなかった。その理由も、東京高裁裁判官らの「ねつ造などありえない」という偏見によるものであると考えられる。

イ) 東京高裁は、DNA鑑定などの新証拠を排斥した上で、5点の衣類が犯行着衣であるか否かの認定を試み、そこでは5点の衣類が犯行着衣で

あると認定した確定判決、控訴審判決をそのまま引用して、その認定が「新旧証拠を総合評価しても、不合理な点はない（い）」などと判断した。

しかし、確定前までは、弁護人は5点の衣類がねつ造証拠であるとの主張をしていなかったため、確定判決等が犯行着衣であると認定した根拠は、ねつ造を否定する理由にならないものばかりで、その意味でねつ造証拠である可能性は何ら否定できていなかった。

ウ) 確定判決等が犯行着衣であると認定した根拠は、東京高裁の要約によると、「5点の衣類には、下着にいたるまで多量の、しかも被害者の血液型と一致するA型、AB型、B型という複数の人血が付着していたこと、鉄紺色ズボンの左右前面、ネズミ色スポーツシャツ及び白半袖シャツの右袖上部に損傷があり、しかも白半袖シャツ右肩の損傷部分には内側から滲み出て付着したと認められる人血（B型）が付着していたこと、隠匿場所は1号タンクの底から3.5cmのところにあり、事件後の昭和41年7月20日に新しく味噌を仕込んだ後はタンクの底部にこれらの衣類を隠すことはほとんど不可能と思われること、隠匿場所は犯行現場に近いことといった事情を総合すれば、5点の衣類は犯人が犯行時に着用していたと認めるのが相当としている」（決定書104頁）というのである。

エ) しかし、上記事実は、すべてねつ造の可能性を否定することに何の意味もないものばかりである。ねつ造であれば、当然、衣類に血液を付着させるはずである。被害者の血液型と一致するというが、被害者4名は、全員が異なる血液型であったから、「一致する」という評価は無意味である。むしろほとんどA型ばかりで、O型の血液はまったく検出されていないことだけでも、ねつ造証拠の可能性をうかがわせるものであった。その余の事実も、同様に、5点の衣類は発見された直前に味噌タンクの底に隠されたものという弁護人のねつ造主張を否定する根拠になるものは一つもなく、ねつ造の可能性を否定して犯行着衣と認定することなどとうていできないものであった。

このことは繰り返し主張してきたが、東京高裁裁判官らは、それをまったく理解しようとせず、前記のとおり、何も不合理な点はないとしてしまったのである。

オ) この点、第1次再審において、東京高裁と最高裁は、確定判決等が

認定した上記事実だけではねつ造の可能性を否定できないことに気がついたからであろう、確定判決等にない、「衣類が長期間味噌漬けになっていたことは明らかである」と証拠に基づかない事実を、あたかも証拠上容易に認められる事実であるかのように追加したのである。もし、事件直後に隠されたものであれば、ねつ造の可能性は考えられないからである。

ところが、第2次再審請求の申立時の新証拠である弁護人らの味噌漬け実験によって、5点の衣類の味噌漬けの色の状態は20分で再現できたことで、上記認定が誤りであったことが明らかになった。にもかかわらず、今回の東京高裁は、第1次再審の東京高裁や最高裁が上記事実を付加した意味も理解出来ておらず、確定判決等の認定に何の疑問もないかのように扱った。東京高裁の裁判官たちには、「証拠ねつ造などありえない」との偏見があったために、論理的思考すらできなかったのであろう。

カ) 東京高裁決定は、さらにひどいことには、5点の衣類があれば自白を含む他の証拠は有罪認定に必要がないとまで言い切った。だから、いくら自白が強要されたことが明らかになっても、有罪認定は揺るがないというのである。

しかし、今述べたとおり、5点の衣類は犯行着衣であると認定することはできず、本来有罪認定に使用することすらできなかつた証拠なのである。にもかかわらず、確定判決等は、それを決定的な証拠として扱う重大な誤りを犯していたということである。

そうであれば、5点の衣類に関する新証拠はきわめて弱いものであっても、有罪判決の認定に合理的な疑いが生じたと評価できるはずである。この点で、東京高裁決定は、まったく間違った論理を展開していることになるのである。

(2) ねつ造を裏付ける積極的な証拠・本田鑑定

前述のとおり、東京高裁は、本田鑑定について、DNA鑑定の前処理である細胞選択的抽出法は科学的方法として確立されたものではなく信頼できないとした。高裁で実施された鈴木廣一鑑定は、抗Hレクチンは、DNAを分解してしまうというのである。

しかし、鈴木鑑定は、抗Hレクチンを使用すると、DNAが完全に消滅してしまうと結論したわけではない。量は少なくなるものの、DNA鑑定

が可能であることも示されたのである。また、細胞選択的抽出法をとることによって、試料が汚染されて別のDNAが検出されるわけでもないことも鈴木鑑定で確認された。また、本田鑑定では、血痕の付着がなかった対照試料からは、DNAが検出されなかつた。

ということは、本田鑑定は、細胞選択的抽出法を経てもDNAが検出されたのであるから、第1に、袴田氏と5点の衣類を結びつけていた白半袖シャツの右肩のB型血痕は、袴田氏のものではないとする本田鑑定の結論は揺るがないし、第2に、被害者の衣類に付着していた血痕と5点の衣類の血痕は、同一人のものではないとする結論も動くことはないということになる。つまり、静岡地裁が、ねつ造の重要な根拠の一つとした本田鑑定は、鈴木鑑定によって何も崩れなかつたということである。

ところが、東京高裁は、細胞選択的抽出法でもDNA鑑定ができたとする本田鑑定は、まったく信用できない鑑定であるとしてしまつた。しかし、冷静かつ論理的に考えれば、以上のとおり、たとえ万が一細胞選択的抽出法が科学的に信頼できないものであったとしても、本田鑑定は5点の衣類がねつ造であることの重要な根拠の1つであることは否定されていないというべきである。

(3) 味噌漬け実験

静岡地裁の決定は、DNA鑑定のみならず、5点の衣類の色も、ねつ造を裏付ける根拠の一つであるとした。

それに対して、東京高裁決定は、地裁の判断は事件当時のカラー写真を資料としているが、当時のカラー写真の技術水準は低くて再現性が悪く、露出等によっても色が大きく変わるから当時のカラー写真に証拠価値はないなどと言い切つた。

しかし、弁護人が5点の衣類の色の問題を取り上げたのは、前記のとおり、第1次再審において東京高裁と最高裁が、5点の衣類が犯行着衣であることの根拠として「長期間味噌漬けになつてゐたことは明らか」という証拠に基づかない事実を言い出したためである。そのため、第2次再審の申立時の新証拠として味噌漬け実験報告書を提出し、人為的に5点の衣類のような味噌色に染めるには20分もあれば十分であることを示したものである。

味噌漬け実験は、たまりと味噌を混合したものの中に衣類を入れた麻袋をつけただけであるが、短時間でどんな味噌色にも染めることができることが明らかになった。使用する赤味噌をより濃い色のものにすれば濃くなったり、薄い色のものにすれば薄くなつたのである。したがつて、上記実験によって、5点の衣類が、味噌色に染まっているから、「長期間味噌漬けになつていたことは明らか」などという第1次再審の東京高裁等の認定が誤りであることが明らかにされたのである。

そして、どのような味噌の色にでも簡単に染めることができる所以であるから、東京高裁がいう事件当時のカラー写真の再現性など、結論にはまったく影響しないことになる。

さらに、血痕の色も問題となつた。発見された時点で5点の衣類に付着していた血痕は、赤味がはっきり残つていた。これは、カラー写真でもはつきり確認できるし、また、5点の衣類についての実況見分調書や鑑定書の記載も赤褐色、赤紫色などと赤味が残つているとする記述ばかりであつたことからもわかる。ところが、実験すると、衣類に付着した血痕は、1年間も味噌漬けにすればメイラード反応と呼ばれる化学変化により褐色が濃くなり赤味が完全に消えて黒くなつてしまうのである。それは、即時抗告審で実施されていた検察官の味噌漬け実験によつても確認された。

これも同様に、カラー写真の再現性の問題ではない。いくら再現性が悪くとも、黒いものが赤く写るわけはない。この点について、東京高裁は十分な説明をしておらず、無視していると言つてよい。きわめて単純なことだからこそ、説明ができなかつたのであろう。

以上のとおり、静岡地裁が5点の衣類はねつ造証拠であると判断した2つの重要な根拠は、東京高裁によつても、何ら崩れていない。であるとすれば、それによつて、5点の衣類はねつ造の可能性があるとの静岡地裁の判断は維持されるべきであったことは明らかである。

(4) 犯行着衣の血痕状況

5点の衣類が袴田氏の犯行着衣であれば、同衣類に付着している血痕は、基本的には、くり小刀で殺傷した際の返り血であったということになる。

ところが、5点の衣類の血痕付着状況は、上記のような返り血が付着し

写真1 ステテコ

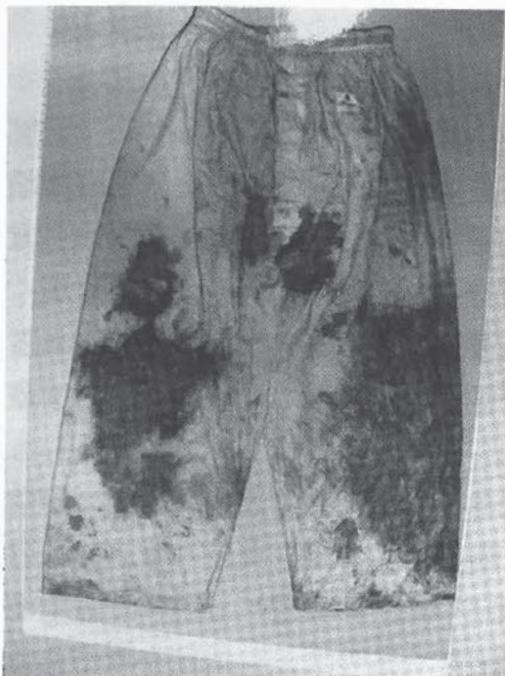


写真2 ズボン（裏側）

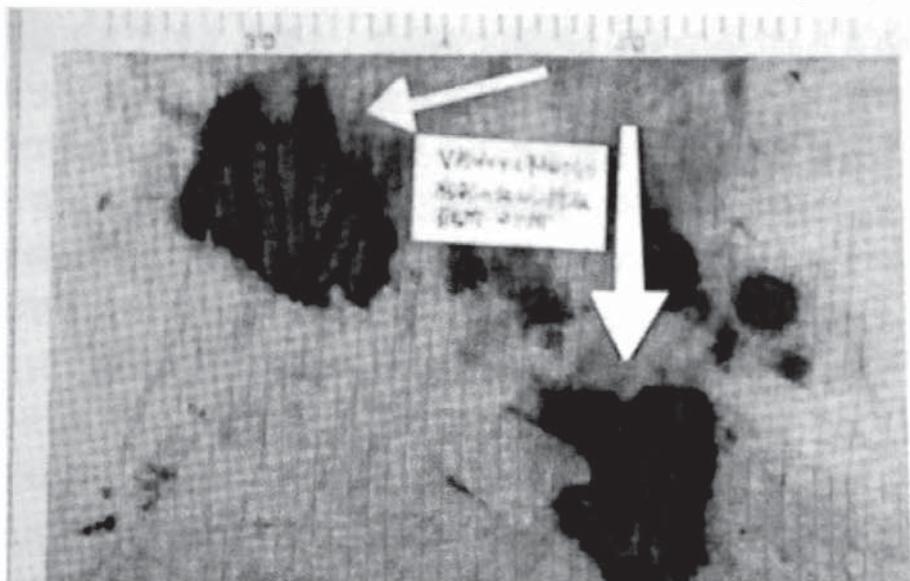


たことではとうてい説明できない。

もっともわかりやすいのは、ステテコとズボンの血痕の不整合である。
(写真1 ステテコ、写真2 ズボン（裏側）) すなわち、ステテコには、前面全体に広範囲かつ鮮明な血液が付着していた。ところが、5点の衣類が犯行着衣であれば、ステテコの外側に着用していたはずのズボンには、「生地が黒色様で血痕付着は色調から稍々不鮮明である。」「資料を裏返しにするに裏地（脛あて、ポケットなど）は全般に淡赤褐色乃至赤色を呈し広範囲に血痕の侵潤が認められる」(昭和42年9月4日付け実況見分調書)、「ズボンの裏地は、両足部の膝下部までの裏が白っぽい化せん様のもの、ポケットと上部の腰廻り部が白っぽい木綿ようの裏地で、いずれも味噌がしみて薄茶色になっているが、さらにごく薄く赤紫色の血痕ようのものが全般的にしみ込んでいる。」(佐藤秀一作成の鑑定書)とされている。このように、ステテコの方が血液の付着量が多いということは、ズボンからしみ込んでステテコに付着したのではなく、ズボンとステテコは、別々に血液が付いたということである。とすれば、これらの衣類は犯行着衣ではなく、ねつ造によるものということができる。

写真3 参照半袖シャツの血痕

(白紙の記載の内容)「V首メリヤス半袖シャツ胸部の血こん採取箇所2ヶ所」



ちなみに、この点について第1次再審の東京高裁決定では、「犯行の途中でズボンを脱いだ」と口にするのも恥ずかしい説明しかできなかったのである。

(5) 特別抗告申立書では、新たに白半袖シャツの血液付着部分が、血液をそぎ取ったような跡があり、これは人為的なものでねつ造の痕跡であると主張した。(写真3 半袖シャツの血痕)

もともと、白半袖シャツは、付着血痕が濃厚であり、ステテコと同様にネズミ色スポーツシャツの上から浸み込んで付いたとは考えにくいものであった上に、血液の付着の仕方が上記のとおり不自然であったのだが、証拠開示によって、不自然な跡は「血こん採取箇所」であるとの説明書きのある写真が出されてきた。ところが、採取された血痕が使われた鑑定は存在しない。5点の衣類について最初の鑑定である静岡県警の鑑定監・佐藤秀一の血痕鑑定は、生地を小さく切り取って実施している。このように、鑑定等の試料として用いられた形跡がないことからすると、「血こん採取」という上記説明書きは虚偽のものであると考えられる。

実は、血痕をそぎ取ったような跡は、発見直後の写真にも、また、白半袖シャツの裏側の血痕にも認められる。そうであれば、そぎ取ったような跡は、味噌タンクに入れられる前からのものということである。

犯人が、味噌タンクに入る前に血痕をそぎ落とすはずがない。したがって、この人為的な痕跡も、ねつ造であることを示すものである。

そして、警察が、「血こん採取個所」と虚偽の記載したのは、どのように考えても人為的に血をそぎ取ったような痕跡であることは否定できなかったため、何か説明しなければまずいと考えたからであろう。そうすると、警察が上記の虚偽記載をした事実は、むしろねつ造をしたのは警察であることを裏付けることになろう。

4. 警察による証拠ねつ造の経緯

(1) 静岡県警の違法捜査の歴史

戦後静岡県下で発生した幸浦、二俣、小島の強盗殺人の3事件において、いずれも被告人らはいったん死刑ないし無期懲役刑の判決を受けたが、最高裁判所が破棄し、最終的にすべて無罪となった。これらの事件は、警察により、拷問というべき自白の強要が行われたことがよく知られている。しかし、もう一つ重要なことは、拷問による虚偽の自白を裁判所に受け容れさせるために、警察は、いずれも秘密の暴露（刑事案件で、取調べの際に被疑者が真犯人でしか知るはずのない事項を自白することを「秘密の暴露」という。それは物的証拠や目撃証言が無くても非常に有力な証拠とされる。）の偽装工作を行ったことである。例えば幸浦事件では、海岸の砂浜の中に埋められていた4人の死体を警察が事前に発見していたにもかかわらず、海岸に死体を埋めたという自白をさせた上、被告人を砂浜に連れて行き、自白によって死体が発見されたかのように偽装したのである。

こうした拷問と偽装工作は、後に拷問王と呼ばれた紅林警部によるもので、あたかも彼個人が問題であったかのように言われているところがある。しかし、昭和29年に発生し、いったん死刑判決が確定したもののが再審が認められた結果無罪となった島田事件では、紅林警部が関与しなかつ

たにもかかわらず、自白が強要された上で、被害者の胸の傷が遺体近くにあった石であることが秘密の暴露とされて有罪となった後、再審で、それが警察による偽装であることが明らかになった。つまり、当然のことではあるが、自白の強要と秘密の暴露の偽装という捜査の方法は、県警の内部では「捜査の一手段」として共有されていたということである。そのため、いまから述べるように、袴田事件でも同様の方法が使われたのである。

そして、こうした事件における裁判所の対応には、重大な問題があった。上記すべての事件で、裁判所は、拷問や偽装が行われたことについてそれを否定する警察官らの証言等に疑問を提示することはあっても、決して警察の「拷問」を認めたり、「秘密の暴露の偽装工作」を明確に指摘したりすることはなかったのである。幸浦事件では、被告人が取調べにおいて、警察官から焼け火箸を耳にあてられたと法廷で訴えた。そして、実際に、被告人の耳の後ろに火傷があったのだ。にもかかわらず、裁判所は、警察による焼け火箸による拷問を認定することはなかったのである。

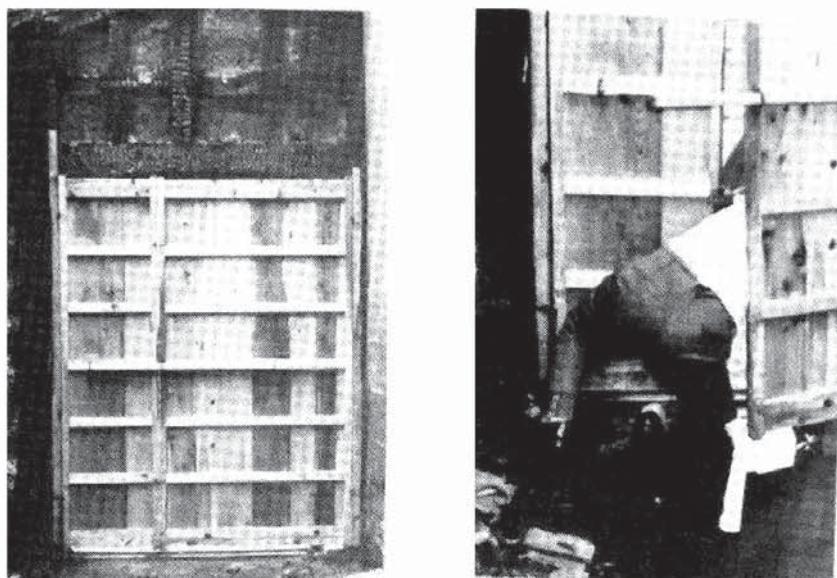
このように、裁判所の違法捜査を指摘することに対する消極姿勢は明らかであった。それが、その後も繰り返し警察による同様の違法捜査を招いた原因の一つである。加えて、こうした裁判所の姿勢が、警察を保護し、警察による違法行為の指摘を嫌がる裁判所のイメージを作ることになった結果、本件のように、弁護人をして警察の証拠ねつ造をはっきりと主張することを躊躇させる原因にもなったと考えられる。

(2) 本件における警察の偽装、ねつ造工作

こうした警察の自白の強要と秘密の暴露の偽装は、本件でも当然のように行われた。しかし、後者がいずれも失敗したために、警察は、自白の真実性を偽装することを断念し、結局、自白内容を一部否定するような5点の衣類をねつ造するに至ったということである。

まず、脱出口が裏木戸であるとする偽装工作である。警察は、違法な取調べにより袴田氏から虚偽自白を取得し、起訴した後である昭和41年9月26日付で、上の留金を外さないまま左右の戸を無理やりそびれさせて出入りしたという自白を裏付けるための実験の結果、自白の方法で裏木戸を通過することができたとする北條節次の捜査報告書を作成した。

写真4 捜査報告書の写真



上記捜査報告書は、実際には、上の留金を外さないで出入りすることが不可能であったにもかかわらず、「出入りすることができた」と虚偽の記載がなされている。このことは、これまで弁護人が提出した多くの証拠により、再審請求を認めなかった第1次即時抗告審決定でも認めざるをえなかつたものである。この報告書には、実験を行つた日も、場所も、関与した者の氏名すら記載されていない。何より肝心の人が通過しているときの上の留金の状態を写した写真が添付されていない。(写真4 捜査報告書の写真) これらは、後に虚偽の文書であることが発覚しないようにするためにであろう。

しかも、捜査報告書作成者であった北條節次は、この報告書の内容どおりの偽証をした。要するに、警察は、袴田氏の自白の信用性が乏しいことを自認していたが、なんとか有罪にするため、こんな虚偽文書を作成し、偽証までして裁判所に自白の真実性を認めさせようとしたのである。

このように有罪になれば死刑になると考えられた本件で、警察は、袴田氏を有罪にするために上記の犯罪を犯したものである。ただし、上記捜査報告書に上の留金部分が写った写真がなかったということは、警察は、秘

写真5 記号部分だけが焼かれた紙幣



写真6 イワオと書かれた紙幣



密の暴露の偽装、すなわち証拠のねつ造に失敗したということを意味する（その点に気がつかなかった確定判決までに関与した弁護人や裁判官は、重大な過ちを犯したということである。）。

さらに、警察は、裏木戸の偽装工作よりも前に、袴田氏が奪ったとされる8万円余の現金が発見されなかつたことを利用して秘密の暴露を偽装しようとした。袴田氏に、奪った金のうち5万円を知人の女性に預けたと虚偽の自白をさせて、その後、清水郵便局において差出人の記載もない現金5万700円入り封筒を同局職員によって発見させたのである。

しかし、使われた紙幣は、すべて記号番号部分だけが焼かれており、さらに、わざわざ「イワオ」とカタカナで書いてあったなどの不自然さに加えて、警察がその女性を逮捕、勾留したものの、自分が差出人であるという自白を強要することができなかった。つまり、ここでも秘密の暴露の偽装に失敗したのである。

この失敗に続いたのが裏木戸の偽装工作であったが、結局それも失敗したことである。そうであれば、秘密の暴露の偽装工作に続けて失敗した警察が、それを断念し、最終的に、やむなく自白を一部否定するよう

な証拠、すなわち5点の衣類をねつ造するに至ったということは、むしろきわめて自然なことであったと考えられる。

5. 東京高裁の「ねつ造などありえない」との偏見

(1) 東京高裁決定は、次のように述べている。

「確かに、取調べ録音テープからうかがわれる袴田の取調べは、取調官が、深夜まで連続して長時間取調べを続け、袴田が否認しているにもかかわらず、繰り返し被害者遺族に対する謝罪の気持ちを聞いたり、袴田の名前を連呼するなどして、袴田を心理的に追い込んで疲弊させていく手法が用いられており、その取調中に排尿の要望が出た際、取調官が直ちに対応しなかったり、取調室に便器を持ち込ませて排尿させたりしたこともうかがわれ、その取調方法には供述の任意性及び信用性の確保の観点からは疑問といわざるを得ない手法が含まれていたことが認められるが……取調べの結果、犯行のほぼ全容について袴田の供述を得て、犯行着衣についてもそれがパジャマである旨の自白を得た捜査機関が、新たにこの自白と矛盾するような5点の衣類をねつ造することは容易には考え難い」（決定書101頁）とした。

上記部分の前段は、決定は取調べの強要、違法が否定しがたいことを認識しているかのような記述である。ところが、それでもねつ造を否定したのである。しかし、前記のとおり静岡県警がこれまで証拠をねつ造してきた重大事件は、すべて警察が強要して自白を得た事件であり、その虚偽自白を何とか裁判所に信用性あるものとして受け容れさせるためになつ造がなされたものである。本件も、強要した結果得た袴田氏の自白は真実性を担保するものが何もなかったため、警察は、秘密の暴露を偽装しようとしたもののそれに失敗したのである。そうであれば、警察が、次には別の方で袴田氏を有罪にしようとしたとしても、何の不自然もないはずである。

むしろ、上記部分は、東京高裁の裁判官らが「警察の証拠ねつ造などありえない」という偏見を持っていたことが端的に現れている。「警察がようやく取得した自白と矛盾する行為などするはずがない」という証拠に基

づかない意見によって「ねつ造はありえない」という事実認定をしているからである。

(2) その他、東京高裁決定は、もし5点の衣類がねつ造であれば、味噌会社側の協力を得ないまま、「検査機関のみで」「工場内の1号タンクに赴き、勝手に味噌を掘り返して5点の衣類を隠匿するのは極めて困難」である上、会社側の者の「協力を得ることも相当に困難というべき」とし、結論として「そもそも、検査機関が、5点の衣類をねつ造すること自体が極めて困難であるというべき」と判断した。

上記判断は、結論部分に示されているように、それだけで、5点の衣類がねつ造証拠である可能性を否定してしまうほど強力な扱いがなされている。

しかし、これこそまさに偏見である。

まず、いったい味噌工場がどのような人的体制で稼働していたのか等工場内の状況がわからないまま、会社側の協力が必要か否かを、まして、どの程度の協力が必要かを論じることなどできるはずがない。そして、必要とされる協力の程度にかかわってくるが、その協力を得ることがどの程度困難であったかは、従業員ら一人一人について調査し、確認しなければわからないことである。ちなみに、従業員の中には、本件の検査中に賭博罪で逮捕され、余罪の業務上横領事件も発覚し、しかも暴力団員との交際があった人物もいたのである（「清水市横砂会社重役宅一家4名殺害の強盗殺人放火事件検査記録」）。一般的には、警察が「協力者」の対象とし易いような状況もあったということになろう。

このように、具体的な事実がまったく不明のまま、「相当に困難」と判断し、しかもその判断を過大に評価することによって、一方的な結論を導いてしまうことこそ、偏見による判断の特徴である。

(3) 東京高裁の偏見による判断

東京高裁決定は、当然のことながら、一応、事実と証拠を検討したような体裁をとっている。しかし、実際には、ねつ造の否定の論述は、事実や証拠に反するものであるためにどうしても無理があり、そのために事実や証拠を明らかに無視したり、論理が矛盾したりするところが出てきている。上記(1)、(2)に述べたところも明らかに不合理なところであるが、

細かなところにおいても、東京高裁の決定には、上記のような意味で偏見に基づくとしか言い様のない論述がみられる。

例えば、前記のとおり、確定判決等が5点の衣類を犯行着衣と認定したのは明らかな誤りであるにもかかわらず、東京高裁はそれにまったく気がつかず、「合理的である」と述べているところである。

また、袴田氏の右足脛の傷が、5点の衣類のズボンの損傷部位と一致するとの確定判決等の認定に対して、逮捕時の身体検査調書等の検査記録に傷の記載がないことから、弁護人が、上記傷は逮捕後にできた傷であると主張したことに対して、東京高裁は、上記証拠から逮捕時点で傷がなかったと推認するのではなく、かえって「裸にでもしない限り」（複数の）検査者が見逃すこともありうると認定しているところも、偏見によるとしかいよいよがない。

5点の衣類の緑色パンツと確定判決等が認定した製品とはゴム通しの穴の有無が異なることについて、メーカーの従業員が、現在の製品は、縫製の方法を変えて新たに一部ジグザグ縫いをするようになっているところが違うと証言したにすぎないにもかかわらず、東京高裁は、その証言を無視して5点の衣類のパンツにゴム通しの穴がなかったことまで縫製の方法の変更があったからとした。これも偏見によるとしかいえないであろう。

もちろん、第1次即時抗告審の決定や、本件の検察官提出証拠（順天堂大学法医学研究所齊藤一之教授作成の意見書）において、ステテコの方がズボンよりも血液付着量がはるかに多いことについて、「犯行途中でズボンを脱いだ」という事実で説明しているところも同様である。

このように人は偏見をもつと、その問題に対する自らの判断を冷静に振り返ることができなくなり、ともかく自説を正当化しようとするだけで、その判断がいかに不合理であり、あるいは論理的に成り立っていないなくても、それに気がつかなくなってしまうということであろう。

このような東京高裁の偏見に基づく判断を、あろうことか一部の弁護士は高く評価したとも聞く。そのように評価するのは、その弁護士たちに「ねつ造などあり得ない」という裁判所と同様の偏見があるためではないだろうか。

6. 偏見をどう打ち破るか

(1) 警察による証拠ねつ造は、その解明がきわめて困難ではある。しかし、当然ではあるが、決して不可能ではない。

第1に、前記のように、実際に、死刑になるような重大事件においてすら、警察による大掛かりな証拠ねつ造が、しかも繰り返し行われてきた事実を、あらためて裁判所に認識させることである。こんなことは、いまでは誰も否定しない当然のことと思っていたが、偏見にとらわれてしまうと、東京高裁のように、警察の「前歴」がまったく頭からなくなってしまうということである。

(2) 第2に、事実や証拠によって証拠ねつ造が確認できるのであれば、当然のことであるが、「証拠のねつ造」を堂々と主張することである。事実と証拠に基づく限り、何ら遠慮する理由はない。

袴田事件で証拠ねつ造を主張することは、弁護団の中にあっても当初は多くの反対意見があった。ねつ造主張は不利になる、品位を欠く、ハードルを上げることになるなどという事実や証拠から離れた議論がなされたことがあったのだ。しかし、最終的に証拠ねつ造を主張したことによって、これまで述べてきたとおり、裁判所が偏見で応じざるをえなくなるため、明らかに不合理で非常識な認定をすることになった。そうすれば、それを弁護側の新たな攻撃材料とすることが容易になるのである。

もっともこの点は、近時、裁判員裁判において、ケースセオリーということが強調されるようになったことで状況が変わったのかもしれない。袴田事件においては、警察によるねつ造の主張がケースセオリーということになろう。

(3) 第3に、警察官が作成した証拠書類や証言をそのまま信用することはできないが、これを崩すには、捜査に関するより詳細な情報や資料入手することが一番である。その意味で、袴田事件においても、証拠開示はとても大きな力になった。また、古い新聞記事の確認や関係者への聞き取り調査、さらには元警察官らに対する聞き取り調査から明らかになった事実もある。

気をつけなければならないのは、警察は、実際に証拠を発見していない警察官に、あたかも発見したかのように捜査書類を作成させたり、さらに直接捜査にかかわった警察官を隠してしまい、その上司を証人として証言させることなども平氣である。

だから、こうしたことを念頭において、捜査書類や警察官の証人尋問の検討をしなければならないであろう。

(4) 偏見、とくに自信過剰の者の偏見は深刻であり（自信過剰バイアス・M.H. ベイザーマン & D.A. ムーア「行動意思決定論 バイアスの罠」（白桃書房）58頁）、ときに裁判官も、自分の偏見を意識できないと、最低限の常識、すなわち自らの言葉の論理性、内容の合理性を判断することすらできなくなり、ともかく自説を歪んだ理屈で正当化しようとするものである。

袴田事件の確定死刑判決を認容した控訴審の裁判長であった横川敏雄元札幌高裁長官は、退官してからも自信過剰バイアスから免れることができず、「私も、一度も誤った裁判をしたことがないなどというつもりはない。でも、私が慰められるのは、私に誤判があるとすれば有罪にすべき者を誤って無罪にしたという場合に限られているからである。」（「総てを我が心の糧に」（日本評論社）及び「自由と正義」35巻13号54頁）などと、非常識な発言を繰り返し、著作にまで残している。

こうした偏見を打ち破るのは事実と証拠である。それ以外にない。事実と証拠の土俵の上で闘えば、真実は必ず勝つということである。